

教育法制に関する Q & A

2010年（平成22年）6月17日

日本弁護士連合会

はじめに

2006年12月に改正教育基本法が成立し、これに基づく教育制度の改革が進められてきています。日弁連は、改正当時に表明した、「改正教育基本法の成立についての会長談話（2006年12月20日付け）」の観点に立ち、引き続き、「憲法の教育条項を踏まえた提言を行うとともに、教育現場での思想信条の自由、教育を受ける権利や学習権が侵害されることのないよう不断に取り組み続ける」べく、改正された教育基本法の問題点を検討してきました。この教育基本法の下で想定しうる様々な事例について、憲法に照らしてどのように考えられるのかを、Q & Aの形で整理したものが、以下の「教育法制に関するQ & A」です。

教育基本法の下で「こうした場合はどのように考えたら良いのだろう」等の疑問をお持ちの教育現場の方々や保護者の方々、子どもの教育を受ける権利に関心や関わりをお持ちの方々に、御自身の考えをまとめたり、皆さんの間での話し合いや勉強会をする際の参考にしていただければと思います。

なお、このQ & Aに関連する会長談話・意見書は、日弁連ホームページで御覧いただけます。アドレスの一覧を末尾に掲載しておりますので、御参照下さい。

第1 旧教育基本法からの主な変更点

Q 1 旧教育基本法から、主にどんな内容が変更されたのですか？

Ans. 教育基本法は、旧教育基本法から大幅な変更を行いました。その中で主なものをあげると次のとおりです。

(1) 前文における準憲法的性格の削除

旧教育基本法は前文において、「われらは、さきに、日本国

憲法を確定し」「（憲法が示した）理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と定めて、旧教育基本法が憲法の理想を実現するための教育の基本を定めた準憲法的性格を有する法であることを明示していました。これが、教育基本法では削除されました。

- (2) 教育の目的から「個人の価値をたっとび」「自主的精神に充ちた」を削除し、「公共の精神」「伝統」を前面に

旧教育基本法は前文において「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」とし、第1条で、教育の目的として、「真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた」国民の育成を期して行うことを定めていました。

教育基本法前文では、個人の尊厳と並んで「公共の精神を尊び」という部分が加えられ、また、「個性ゆたかな文化の創造をめざす」という部分が削除され、これに代えて「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す」とされました。

また、第1条では、「個人の価値をたっとび」「自主的精神に充ちた」という部分が削除され、社会の形成者として「必要な資質を備えた」国民の育成と、簡単かつ抽象的な表現に置き換えられました。

- (3) 「教育の方針」を削除し「目標」に

旧教育基本法第2条では、教育の方針として、「教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。（以下略）」と定めていましたが、この規定は削除され、代わりに教育基本法第1条では、社会の形成者として「必要な資質を備えた」国民の育成という教育の目的を実現するための目標として5項目が掲げられ、教育はそれを達成するように行うものとされました。

- (4) 教育が「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」を削除

旧教育基本法第6条第2項は、学校の教員は（国民）「全体

の奉仕者」であると明示して、第10条第1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべき」と定め、親や子を含む教育の権利主体である国民に対して直接責任（国民に対する直接責任）を持つことを定めていました。そして、教育行政については、「（国民全体に直接責任を負うという）この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と定めていました。

教育基本法では、これらを削除し、代わりに、「教育は、不当な支配に屈することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」（第16条第1項）とし、政府と自治体がそれぞれ教育振興基本計画を定めることとしました（第17条）。

(5) 普通教育の期間の弾力化

旧教育基本法第4条は、「9年」の義務教育期間を定めていました。

これを教育基本法第5条は「別に法律で定めるところにより」として、一律9年というのを外しました。

(6) 男女共学の削除

旧教育基本法第5条は、「教育上男女の共学は、認められなければならない。」と定めていましたが、教育基本法ではこの条文は削除され、男女共学の定めはなくなりました。

(7) 大学，私立学校，幼児期の教育の追加

このほか、教育基本法では、旧教育基本法では定めていなかった、大学教育（第7条）や私立学校教育（第8条）、幼児期の教育（第11条）についても定めをおきました。

(8) 家庭教育，学校・家庭・地域の連携協力の追加

さらに、教育基本法では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって」として家庭教育についても定めています（第10条）。このような定めは旧教育基本法ではありませんでした。

また、学校と家庭及び地域住民その他の関係者が「相互の連携及び協力に努めるものとする」と定めています（第13条）。

Q 2 「Q 1」であがっている変更がなされたことには、どういう意味があるのですか？

Ans. 教育基本法では、大学教育や私立学校教育、幼児期の教育といった新しい規定が入れられ、これらの教育を法律上位置づけたことは意義があるとする見方がある一方で、数々の懸念も出されています。

とりわけ、憲法との連続性を明示しなくなり（前記Q 1(1)）、教育の目的から個人の尊重を削除して「公共の精神」や「伝統」を前面に出し（同(2)）、教育の目標を法律で掲げた（同(3)）こと、そして、教育が国民全体に対して責任を負って行われるのではなく、法律の定めるところによって行われるべきものとしたこと（同(4)）は、憲法の基本原理である個人尊重主義から国家主義への転換の危険をはらむものです。また、教育の目標として掲げられた項目の中に、「我が国と郷土を愛する」「態度を養うこと」が入れられており、これを根拠に戦前のような「愛国心」教育が行われる危険もあります。それゆえ、日本弁護士連合会は、教育基本法改定に際して反対意見を表明しました。法律ができた今、現実の解釈・運用において憲法の精神に抵触することのないようにすることが求められています。

第2 教育基本法第2条「教育の目標」関係

- 1 「伝統の尊重」について（教育基本法第2条、同第16条第1項、新学習指導要領）

Q 3 教育の目標として伝統を尊重することが決定されたと聞きましたが、何が伝統なのでしょう。伝統の内容は学習指導要領で示されるのでしょうか。示されないとなら何を教えたらよいのか分からないのですが、他方で、示されたら、それをそのとおりに教えなければならないのか悩んでいます。

Ans. 教育基本法の改訂により、第2条（教育の目標）第5号に「伝統と文化」の尊重がうたわれました。

しかし、一言で「伝統」と言っても、何を指すのか分かりません。それに「伝統」の中には守り育てていきたい良き伝統もあれば、遺棄した方がよい悪しき伝統もあります。「文化」も同様です。

実は、教育基本法の「改正」の際、問題となったことの一つが、「伝統」という概念の曖昧さでした。何を守り育てていくべき「伝統」と見るかは、価値観によって異なります。それを、文部科学省の示す学習指導要領で決めることは、国が一定の価値観を国民に押しつけることになり、国民の思想信条の自由の侵害になる可能性があります。

とは言っても、どんな伝統を教えるのか、全く示されなくては、教える側としては、何を教えてよいのか分からず困ります。

2008年2月15日に発表された新学習指導要領案では、伝統文化の尊重が掲げられるとともに、古文漢文の音読をはじめとした古典の重視（さらに、同年3月28日に発表された小中学校の学習指導要領では「昔話や神話・伝承」が加わりました。）そろばん指導の充実、武道の必修化、和楽器の指導、浴衣など和服の着方の指導等が盛り込まれました。和楽器の指導には「伝統音楽の良さを味わう」と明記されており、「良い」という国家の価値判断が押しつけられる懸念があります。武道の必修化も価値判断が前提となっていると言わざるを得ないでしょう。

教師としては、ただ、新学習指導要領に盛り込まれたから教えざるを得ないというのではなく、例えば洋楽器と和楽器との共通性・違いや特徴も教えたりするなどして、子どもたちが、興味をもって幅広く音楽を楽しめるように工夫するなど、価値判断の押しつけという部分を緩和する努力が必要でしょう。また、伝承や神話については、歴史と混同させるような教え方は絶対に許されません。伝承や神話については、なぜそのような伝承や神話が生まれたのか、歴史的背景を教えるとともに、現在の科学の目で見ていく視点を入れると楽しいものにできるでしょう。

- 2 「我が国と郷土を愛する」について（教育基本法第2条，同第16条第1項，新学習指導要領）

Q 4 我が国と郷土を愛する態度はどのように教えたら良いのでしょうか。「愛する態度」は人によって違うと思うのですが、画一的な教え方をしなければならないのでしょうか。

Ans. 文部科学省は、2008年3月28日付けで小中学校の新しい学習指導要領と幼稚園教育要領を官報に告示しました。君が代を「歌えるよう」指導することを指導要領で明記したほか、道徳教育の目標に「我が国と郷土を愛する」ことを加えるなど、2008年2月に公表された指導要領案を修正し、指導内容をより具体的に示しています。

特徴的なのは、「我が国と郷土を愛し」といった記述が追加されたほか、「君が代」についても「歌えるよう指導する」と明記されるなど、「我が国と郷土を愛する」態度の養成をうたった改正された教育基本法を色濃く反映する形となりました。しかし、これらの修正点は、文科相の諮問機関である中央教育審議会の審議を経ないまま盛り込まれており、なぜ新たな文言が突然加わったのか、議論を呼んでいます。

「我が国と郷土を愛する」ことを教育の目標に掲げると、国民の思想信条を侵す危険性があるという点は、教育基本法の改正問題で一番批判を浴びた点でした。「愛国心」という言葉をぼやかすために「我が国と郷土を愛する」という表現に変えられたと言われています。

しかし、問題は、どのような表現にすれば憲法違反の批判を免れるかではなく、どのようにすれば生徒の自己決定権や、国民の思想信条の自由を侵害しないような教え方になるかです。

おっしゃるとおり、「愛する態度」は人によって違って当然ですし、愛さない自由もあります。「これが正しい国と郷土の愛し方である」というものなどありません。自分なりに、どうすれば愛国心の押しつけにならないかを工夫して下さい。

重要なのは、「我が国と郷土を愛する」態度について、評価をしないことです。教育基本法の審議で、小泉首相（当時）は「小学生にそんな評価なんか必要ないと思う」と答弁し、渡海文科相（当時）も「数値で評価するとか何かの価値観で縛ることはして

はいけないし、できない」と述べています。愛国心を数値で評価することは、過去にも行われてきましたし、今後も行われる危険性があります。評価制度の導入については注意を怠らないで下さい。

3 愛国心教育について（教育基本法第2条関係）

Q 5 - 1 国民は自分の祖国を愛すべきである，愛することが当然であるなどと教育することは許されますか？

Ans. 教育基本法は、「伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重し，国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」を教育の目標に掲げています（第2条第5号）。

そこで，設問のような教育は許されるかが問題になります。

そもそも憲法によって思想良心の自由が保障されており，ここでいう思想良心の自由には，世界観，人生観，主義，主張などの個人の人格的な内面的精神作用を広く含むものと解されています。そして，国を愛しているか否かも，個人の人格的な内面的精神作用であることから，思想良心の自由に含まれます。

もっとも，本設問のように，祖国を愛すべきである，または愛することが当然であると教育することは，愛することを命じているわけではなく，教育の内容を受け容れるか否かは児童生徒の自由であると捉えれば，思想良心の自由を侵害しないと考えられるかもしれませんが。しかし，強制にあたるか否かは，単に「しなさい。」といった命令等があるかによって判断されるべきものではなく，それに関わる当事者の関係を踏まえて判断されるべきものです。学校教育においては，子どもは，十分な批判能力がないことに加え，教師に対する信頼から，「先生が言っていたから正しい。」と教育内容を無批判に受け入れてしまうおそれがあります。

このような学校教育における教師と子どもの関係を踏まえると，祖国を愛すべきである，または愛することが当然であると

教育することは，実質的には児童生徒に対し愛国心を強制しかなないものであり，思想良心の自由を侵害するおそれがあるものといえます。

Q 5 - 2 国民は自分の内心にかかわらず，祖国を愛している態度を取るべきである，取ることが当然であるなどと教育することは許されますか？

Ans. 思想良心の自由は，内心においていかなる思想良心を抱くことも自由であるということに留まらず，一定の思想良心を抱いているという態度を取るか否かについての自由も含むと考えられます。

したがって，内心において国を愛するか否かは自由としているとしても，「国民である以上，国を愛しているという態度は取るべきである。」といった教育は，思想良心の自由を侵害します。

Q 5 - 3 国を愛している者は，国歌を歌い，国旗を掲揚すべきであると教育することは許されますか？

Ans. 国を愛していることを表現する方法は多種多様です。そして，思想良心の自由には，国を愛している者がその内心を表現するか否か，表現するとして多種多様な表現方法の中からどのような方法を選択するかの自由も含まれます。

したがって，愛国心の表現方法の一つとして国歌斉唱や国旗掲揚という方法があることを教えること自体は許されますが，国を愛する者は必ず国歌斉唱及び国旗掲揚を行うかのような教育は，実質的には児童生徒に対し国歌斉唱及び国旗掲揚という表現方法を強制するものであり，思想良心の自由を侵害するものといえます。

Q 5 - 4 国を愛しているかを生徒に質問することは許されますか？

Ans. 思想良心の自由には，思想良心の内容を強制的に表明させられないという沈黙の自由を含みます。

したがって，生徒に対し，国を愛しているか否かの回答を強制するような質問は許されません。

生徒に回答しない自由があるならば，設問のような質問は許されると考えられます。ただし，生徒に回答しない自由があるかは，実質的に判断する必要があります。例えば，教室で生徒全員に一人ずつ順番に「国を愛しているか」を質問する場合，生徒には，「他の生徒が回答しているのに，自分だけ回答しないわけにはいかない。」という心理が働き，事実上回答を拒めないという事態が想定されます。このような場合は，回答する義務はないと教師が述べていたとしても，回答しない自由があるとはいえず，思想良心の自由を侵害すると考えられます。

Q 5 - 5 国を愛しているかという質問に対し，生徒が回答したか否か，回答した場合は回答の内容を記録しておくことは許されますか？また，生徒が国を愛する態度を示したか否かの資料として，学校行事において起立して国歌を歌った否かを記録しておくことは許されますか？この情報を内申書に記載して生徒の進学希望先に送付することは許されますか？

Ans.

(1) 思想良心の自由には，思想良心の内容によって不利益な取扱いをされない権利を含みます。

さらに，平等を保障した憲法第14条も，思想良心の内容によって不利益な取扱いをされないことを保障しています。

設問の生徒の個人情報，内申書の送付先である学校において有利不利いずれかの情報として取り扱われるおそれがあります。また，設問の情報を内申書に記載して進学先に提出する行為は，かかる情報が進学上有利不利いずれかの情報にあたるという認識を前提とするものです。したがって，かかる提出を許容することは，かかる認識を容認することになります。このことは，生徒の意見表明に萎縮的な効果をもたらしかねず，送付

元の学校における生徒指導等において愛国心の強制等が行われる契機となるおそれもあります。

したがって、設問の個人情報を生徒の進学希望先の学校に提供することは、思想良心の内容によって不利益な取扱いをされないことを保障した憲法第19条及び第14条からも許されません。

- (2) また、国を愛しているかという質問に対する生徒の回答の有無若しくは回答の内容、または起立して国歌を歌ったか否かは、当該生徒の個人情報にあたります。しかも、思想良心の内容にかかわることから、社会通念上特に他人に知られたくないものであって慎重な取扱いを要する情報、いわゆるセンシティブ情報といえます。

憲法第13条が保障する幸福追求権は、少なくとも自己に関するセンシティブ情報をコントロールする権利を包含しており、このような情報を自己の意思に反して取得・保有・開示されない権利が憲法上保障されていると解することができます。

地方自治体が設けている個人情報保護条例においても、センシティブ情報については、その取得を原則として禁じる等の規定を設けています。

したがって、学校は、設問のような生徒の個人情報を、生徒の意に反して記録し、これを保有し、第三者である生徒の進学希望先の学校に提供することは許されません。

第3 「体系的組織的教育」と校長の指示関係

- 1 「体系的組織的教育」（教育基本法第6条第2項）と愛国心教育との関係

Q6 日本のある政策が国連または諸外国から批判されていることを授業で生徒に話そうとしたところ、校長から愛国心を損なうので教えてはいけないと指示されました。このような授業への制約は許されますか？

Ans.

- (1) そもそも、愛国心を抱くことと、国の政策を批判することとは両立するものであり、「日本のある政策が…批判されている」と生徒に話すことが、愛国心を損なうものではありません。
- (2) また、愛国心を損ねることを理由として授業を制約することは許されません。

憲法第26条は教育を受ける権利を保障していますが、この権利には、生徒が多様な情報に接することを妨げられない自由を含んでいるといえます。また、表現の自由を保障した憲法第21条は、知る権利を保障するものと解されています。また、子どもの権利条約第17条は、締約国は、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料を利用することができることを確保するものとしています。

教師が授業で話そうとしたことを、校長が教えてはいけないと指示する行為は、憲法第26条、第21条ないし子どもの権利条約第17条が保障している、生徒が多様な情報に接しこれを利用する権利ないし知る権利を制限するものです。

したがって、生徒の愛国心を損ねるという理由でこうした生徒の権利を制限できるかが問題になります。

都合の悪いことを隠蔽して、無批判な愛国心を育てることは、戦前の愛国心教育と変わりません。このような愛国心は、これを抱くようになる生徒個人にとって利益ということはなく、また、他の国民の利益となるものでもありません。したがって、生徒の愛国心を損ねるということは、憲法上の人権を制約する理由とはなり得ません。

よって、愛国心を損ねることを理由として、本問のように、校長が授業を制約することは許されません。

- 2 「国旗・国歌」、「我が国と郷土を愛する」、「態度を養う」教育（教育基本法第2条）と「政治教育」（教育基本法第14条）

Q7 私は公立高校の3年生の担任教員です。社会科の近現代史の授業の中で、日の丸・君が代に関する様々な考え方が存在することを教え、卒業式での国歌斉唱については生徒の主体的な判断に

委ねたところ，そのことを知った校長から，「我が国と郷土を愛する」「態度を養う」という教育目標に反するから，そのような授業は好ましくないと指摘されました。

教育基本法第14条には政治的教養の尊重もうたわれていますが，このような授業は許されないのでしょうか？

Ans. 歴史の授業の中で，日の丸君が代に関するさまざまな考え方が存在することを教えること自体に何ら問題はありません。日の丸君が代についての考え方は，単なる好き嫌いではなく，戦争体験などを踏まえた「歴史観ないし世界観及びこれに由来する社会生活上の信念等」ということができるかとされており，このような考え方が存在すること自体は重要な歴史上の事実といえるからです。

教育基本法には，第2条に，教育の目標として「我が国と郷土を愛する」「態度を養うこと」が盛り込まれましたが，他方，第14条には，「良識ある公民として必要な政治的教養は，教育上尊重されなければならない。」とも書かれています。そして，とりわけ，社会に育ってゆく目前の高校生の教育については，学校教育法が，その目標の一つとして「個性の確立に努めるとともに，社会について，広く深い理解と健全な批判力を養い，社会の発展に寄与する態度を養うこと。」をうたっています。高校生は，ただ無批判に，国の都合のよい事実だけを知らされるのではなく，さまざまな事物に触れ，歴史の授業であれば重要な事実を知り，理解することが求められているのです。「我が国と郷土を愛する」「態度を養う」という教育基本法の目標も，そのような知識・理解と両立するものでなければなりません。

したがって，設例のような授業は何の問題もなく，むしろ，高校生の主体性を尊重すること自体，憲法・教育基本法・学校教育法の求める，個人の尊厳確保，個の尊重原理に適うものとして好ましいものといえるのです。

第4 教育行政関係（教育基本法第16条第1項）

1 「国旗国歌」の取り扱いについて（学習指導要領と教育行政）

Q 8 日の丸・君が代について

- (1) 日の丸に対しては，起立して身体は正面に向けなければならないと教えなければならないのでしょうか？
- (2) 君が代は，起立をして，口パクではなく声を出して斉唱しなければならないと教えなければならないのでしょうか？

Ans.

たしかに，君が代については，学習指導要領では，教員は「君が代を尊重する指導をするものとする」とされています。

しかし，2006年9月21日の「予防訴訟」判決が明示したとおり，国歌斉唱の際に起立するか，国歌を斉唱するかは，宗教上の信仰に準じる世界観，主義，主張に通じるものであり，国側が一定の態度を押しつけることは子どもの自己決定権，国民の思想・信条の自由の侵害になります。よって，教師が生徒に「日の丸に対しては，起立して身体は正面に向けなければならない」と指導することは許されません。1999年に国旗国歌法が制定されましたが，その際の政府答弁によっても国旗国歌法は，国旗国歌を国民がどのように尊重するかを義務づけるという意味合いはないとされています。

このような質問が出されるのは，東京都教育委員会が2003年10月23日に「入学式，卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」という通達（いわゆる10・23通達）を出し，不起立教員やピアノ伴奏拒否教員に職務命令違反の懲戒処分を出したためと想像されます。処分しないことを求めた「予防訴訟」で，東京地裁は2006年9月21日に，国歌斉唱を義務づけた通達は憲法を侵害する行きすぎた措置であるとして違憲判決を下しましたが，東京都は，その後も不起立教員や，ピアノ伴奏拒否教員に対する処分を続けています。また，君が代のピアノ伴奏を拒んだ教師に対する処分について，最高裁は，ピアノ伴奏を命じた職務命令は，教師の思想信条を侵害するものではないと判示しています（最3小判平成19年2月27日。この判決には藤田宙靖判事の反対意見が付されています。）。現場の教員としては，どう指導したらよいか迷われるのは当然でしょう。

しかし、10.23通達に対しては全国から批判が集中しており、右へ習えをする自治体は出ていません。また、ピアノ伴奏事件の最高裁判決に対する批判も大きいものがあるのみならず、最高裁判決は、教師の思想信条の自由と職務命令との関係についての判断であり、教師が生徒に対し、日の丸に対する一定の決まった態度を「教える」ことと、君が代を斉唱しなければならないと教えることについての判断をしているわけではありません。「起立して身体は正面に向けなければならない」「声を出して斉唱しなければならない」と教えることは国旗、国歌を国民がどのように尊重するかを義務づけることとなります。明らかに行きすぎです。

ところで、新しい学習指導要領では、小学校の音楽の分野で君が代を全学年において「歌えるように」指導することを明記しました。音楽の先生が教科書に載っている歌を歌えるように指導したり、楽器を弾けるように指導したりするのは当たり前のことですが、君が代だけ特別に取り上げて、しかも全学年「歌えるよう」指導すると明記したことには、「愛国心の押しつけ」の臭いがすることは否めません。確かに君が代を歌えるように指導すること自体は、生徒の思想信条の自由を侵すことにはなりません。しかし、歌を歌うときの一般的な姿勢についての指導は許されますが、君が代を歌うときに限って、態度を指導したり、「口パクはダメ」「“歌えるけれど歌わない”ことは許されない」と指導したりすると、愛国心の押しつけになってしまいます。教師の役目は、歌えるように指導するまでです。（日弁連の2007年2月16日付け「公立の学校現場における『日の丸』・『君が代』強制問題に関する意見書」、2010年3月18日付け「新しい学習指導要領の問題点に対する意見書」を御参照下さい。）

2 「学力テスト」と体系的組織的教育(教育基本法第6条第2項)・教育行政(同第16条第1項)

Q9 私が勤務する小学校では、全国一斉学力テストでの成績向上のため、校長がテスト前1か月間はテスト対策のためのカリキュ

ラムを組むように国語・算数の教員に要請してきました。1か月間をテスト対策に充てるとなると、年間カリキュラムを大幅に変更し直さなければならないのですが、そもそも全国一斉学力テストを実施することには問題がないのでしょうか？

Ans. 2007年度から文部科学省が始めた全国一斉学力テストは、ある決められた学年のすべての児童・生徒を対象に行うものであるだけに、問題が多いとされてきました。2010年度からは3割程度の抽出調査になりましたが、任意参加も含めると7割を超えると伝えられます。7割という高い割合はすべての児童・生徒を対象にしたものと同じ問題をもたらしかねないものといえるでしょう。本来、子どもの学習内容は、一人一人の子どもの学習要求を満たすために、現場の個々の先生が決めてゆくべきものです。学習指導要領が定められて、もちろん一定の枠はありますが、その枠の中で、個々の先生が自らの裁量で教育を実践することができるのです。

全国一斉学力テストは、その結果が都道府県ごとに公表されるのみならず、市町村の中でも公表する自治体があります。こうなると、学力テストの点数競争が始まってしまいます。児童・生徒、そして先生までもが点数競争の中に組み込まれてしまいます。点数競争が激化すれば、ある自治体の学力テストの際に現に起こったのですが、点数を上げるために誤答を正答に書き換えたり、テスト中に誤答であることを教えたり、さらには障がいのある子どもの答案を点数集計から外すということも起こり得ます。

設例では、全国学力テストのために1か月の対策を行うということですから、カリキュラム作成の上で現場教師の裁量は排除され、結果的に、カリキュラムが国が行う学力テストという一定の方向性に向けて歪められていることになります。

こうなってくると、全国学力テストの実施は、教育基本法が禁止する「不当な支配」にあたるおそれがあります。また、子どもの学習権を侵害し、また、出来る子・出来ない子の差別を招来しかねません。

このような状況を生みかねない全国一斉学力テストの実施に

は、大きな問題があるといえるでしょう。（日弁連の2008年2月15日付け「全国学力調査に関する意見書」を御参照下さい。）

3 「学力テスト」と「学校評価」（学校教育法第42条・43条）

Q10 学校長です。文部科学大臣を定める基準で「教育活動その他の学校運営状況」について評価をし、結果に基づき改善の措置を講じて教育水準の向上に努め、情報提供しなければならないようですが、日頃、地域経済の動向の影響などによる教育課題を痛感しており、それへの取組みについて、保護者などとも意見交換をして理解をもらっています。

全国一律の基準で、例えば学力調査結果を基準にすると保護者や地域からも不信を買うおそれもあって、学校の取組みを正確に理解してもらえず、混乱のもとになるような気がして悩んでいます。どう考えれば良いのでしょうか？

Ans. 学校は、文部科学大臣の示す基準や方法により、その学校の教育活動など学校運営の状況について評価を行い、学校運営の改善を図るため必要な措置を講じ、教育水準の向上に務めるとされました（学校教育法第42条）。そして、保護者や地域住民など関係者に、学校運営の状況について積極的に情報提供をすることになりました（同第43条）。（いずれも第49条で中学校へ、第62条で高等学校へ準用されています。）

この評価・情報提供制度について文部科学大臣の定める学校教育法施行規則では、学校自身の行う「自己評価」（同規則第66条第1項）と保護者などを含めた「学校関係者評価」（同規則第67条）によって行うことになっています。

学校では「教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われ」とされています（教育基本法第6条第2項）。このような学校の役割を、どのように果たして教育活動や学校運営を行い、これを自己評価し、どのように改善していくか、また、情報提供をしていくかは、「校務」に属し、これを司る校長の役割ということになります（学

校教育法第37条第4項)。

そして、学校の自己評価については、学校の「実情に応じ適切な項目を設定して行う」とされています。(学校教育法施行規則第66条第2項)。また、文部科学省が定めた「学校評価ガイドライン」(2008年1月)では、学校の全教職員が参加して自己評価を行い、この自己評価の結果について評価する学校関係者評価(保護者・学校評議委員・地域住民・青少年健全育成関係団体の関係者・接続する学校の教職員その他の学校関係者により構成された委員会などによる。)が、有機的・一体的に位置づけられることによって、学校運営において、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善がはかれることが期待されるとされています。

ですから、学力テストの結果など全国一律の目標を基準に自己評価・学校関係者評価をする必要はなく、地域の実情に即した教育要求に対応して望まれる教育実現に向けて、学校にとっての課題は何かを、学校の教員や保護者や地域の関係者と意見交換しながら決めていく、現在のやり方を充実させていくということで良いのです。

4 「学力テスト」と教育委員会(地方教育行政組織法第49条・50条)

Q11 教育委員会の者ですが、全国一斉学力テストでの「弊害」の報道などを見て、全国との比較よりも、この地域の子どもたちに持ってほしい学力を目指して、日頃取り組んでいる教育条件整備や教員にお願いしている教育実践が、成果があったのかどうかを確認したいと考えています。全国一斉学力テストに参加しないということを教育委員会が決めてしまうと、文部科学大臣からの「是正」や「指示」の対象となってしまうのでしょうか？

Ans. 全国一斉学力テストは、「全国的な」義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の

成果と課題を検証し，その改善を図り，「各教育委員会，学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し，その改善を図る」目的で，文部科学大臣が学校の設置管理者である教育委員会などの協力を得て実施するものです（平成19年度学習状況調査実施要領。平成20年度には「各学校が，各児童生徒の学力や学習状況を把握し，児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てる。」との目的も付加されています。）。

文部科学大臣が「協力を得て」行う権限は，地方教育行政組織法第54条第2項に基づくもので，同法第53条の調査と異なり，あくまでも協力を求めることが出来るだけで，「学力調査の実施を要求」する権限ではありません（最大判昭和51年5月21日旭川学テ大法廷判決）から，「協力要請」の名の下に強制したり，指示したりすることは出来ません。

そもそも，子どもたちの学力を調べる学力テスト・調査は，一人一人の子どもを対象にして行うのであれば，日々の教育実践の効果を測定して，子どもたちの教育上・学習上の課題の確認をして，その後の教育や学習の在り方に活かしていくことによってこそ，子どもの学習権を確保するものといえるでしょう。また，教育委員会や国が行っている教育施策の成果と課題を確認して，教育施策の在り方の参考にしたいということもあるでしょうが，それは，子どもたち全員を対象にする必要があるか，慎重に検討する必要があるでしょう。

というのは，子どもたち全員を対象にした学力テスト・調査では，その結果を良くすることばかりが目立って競争を煽り，子どもたちの学習時間を割いて余計な準備がされたり，成績不振の子どもが排除されたり，といった子どもたちの学習権をむしろ侵害するような事態が起こっているからです。そのような弊害は，全国一斉学力テストではより一層危惧される状況があり，日弁連でも，これらの弊害を除去する手だてを講じるのでなければ，すべての小中学校を対象とした全国一斉学力テストは実施すべきでないとの意見を発表しています（2008年2月15日付け）。

地方教育行政組織法では，確かに，教育を受ける機会や権利の

侵害の場合の是正要求の際，講ずべき措置の内容を示して行う制度（第49条）や，児童生徒の生命・身体の保護のために緊急の必要があるときの是正・指示の制度（第50条）が設けられました。この権限も，憲法の保障する子どもの学習権を侵害したり，教育基本法第16条が禁ずる「不当な支配」となるようなかたちで，発動することは許されません。2007年度に始められた当初はすべての小中学校，2010年度からは抽出という形になっていますが，文部科学大臣が協力を求めて行う全国一斉学力テストに参加しないからといって，子どもたちの教育を受ける機会や権利が侵害されたり，生命・身体の保護の必要が生まれるわけはありませんから，文部科学大臣が是正・指示の権限を発動すると，それは違法と考えられます。

第5 男女共学関係

1 男女平等の教育目標（教育基本法第2条第3号）と男女共学（旧教育基本法第5条）

Q 1 2 教育基本法には，男女平等（第2条第3号）の規定はありますが，旧教育基本法第5条と異なり，男女共学を勧める規定はなく，また，伝統と文化を尊重する（第2条第5号）との規定もあります。

私は，公立中学校の校長ですが，公立小学校・中学校で，男女の別学や学内における男女別クラスの編成をすることは許されるのでしょうか。

Ans. 公的義務教育の男女別学や男女別クラス編成は，憲法第14条の両性平等原則から認められません。

旧憲法下では，「男性は仕事，女性は家庭」という性別役割分業意識に基づいて，女子には裁縫などの家事を教育し，一方男子には身体の鍛錬を目的とする体育科目に力を入れるなどの，男女別教育を実施していました。さらに，旧憲法下では，男子には帝国大学進学の手がかりがありましたが，女子の公的高等教育の手がかりは師範学校だけと極めて限定されていました。旧教育基本法に男女共学規定が

置かれたのは，このような男女別学を明確に否定するためでした。

教育基本法は，旧教育基本法の男女共学規定を削除しましたが，政府はその趣旨を，「現在では男女共学の趣旨が広く浸透し，性別による制度的な教育機会の差異もなくなっているので，基本的に削除することが適当」としており，いわば役目を終えたので改訂すると説明していました。男女共学規定が不要になるほど教育における男女平等が進んでいたのかという点では，一部地方には公立高校の進学校は男子校という「伝統」が残存していたり，共学でも男子優先の男女別名簿が存在し，あるいは男子には理科系，女子には文科系を勧める進路指導など，男女で暗黙に役割を振り分ける「隠れたカリキュラム」といわれる実態が残存しており，両性の平等が実現したと言うにはほど遠い現状といわざるを得ません。今後これらの差別は，教育基本法の男女平等規定によって，改善されるべき課題です。男女別学については，政府も，規定の削除は男女別学を進める趣旨では無いことを自認していたのです。

また，男女共同参画社会基本法(1999年)でも，男女共同参画社会の形成の促進を定めていますし，女子差別撤廃条約(1985年批准)でも，男女の固定的役割概念の撤廃を目的とする男女共学の奨励(同条約第10条)を定めていますので，男女別学の推奨は，これらからも否定されます。

第6 家庭・学校・地域関係

1 「家庭教育」(教育基本法第10条第1項)

Q13 「父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有する」として「親の責任」を明記するようになったことは，どのような機能を果たすことが考えられますか？

Ans. 第10条第1項は，親が子どもの教育に責任を負う者であるとともに，親子共々で他者に対して「自己責任」を負う立場にあるかのごとき文言になっています。しかし，これは，核家族化が進み家庭教育の機能の低下が指摘される中，教育の出発点である家庭教育について，各家庭がその責任を自覚し役割を認識するこ

とを求めるために明記されたものであるとともに，国及び地方自治体による家庭教育への支援のあり方について父母が第一義的立場にあることを明らかにしたものです。

そもそも，「父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有する」とする点は，既に子どもの権利条約第18条においても強調されているところです。

それ以外にも，以下のような規定があります。

- (1) 世界人権宣言第26条第3項(1948年12月10日総会採択)

「両親は，その子供に与える教育の種類を選択する優先的な権利を有する。」

- (2) 児童権利宣言第7条第2文(1959年11月20日総会採択)

「児童の教育及び指導について責任を有する者は，児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は，まず第一に児童の両親にある。」

- (3) 国際人権(社会権)規約第13条第3項(1966年12月16日総会採択)(1979年9月21日発効)

「この規約の締約国は，父母及び場合により法定保護者が，公の機関によって設置される学校以外の学校であって国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを児童のために選択する自由並びに自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。」

- (4) 国際人権(自由権)規約第18条第4項(同上)

「この規約の締約国は，父母及び場合により法定保護者が，自己の信念に従って児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。」

- (5) 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)第14条2(1989年11月20日総会採択)(1995年5月22日発効)

「締約国は，児童が1の権利を行使するに当たり，父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。」

ここでは、子どもに対する責任の優先的履行を妨害する国家介入を排除するという意味での「親の教育の自由」を基本に据えるのが国際常識となっています。

その意味では、国及び地方自治体による家庭教育への支援が、「家庭教育の自主性を尊重しつつ」行われなければならないのは当然であり、家庭教育の内容は本来、親・保護者の自主的な判断によって行われるべきで、法定化された一定の教育の実施義務を親に課すことは許されません。

その意味で、政府が国会審議において、「この条文というのは、個々の家庭における具体的な教育内容については規定しておりません。それはなすべきではない」と答弁して、明確に否定している（2006年6月2日衆議院教育基本法特別委員会における小坂文部科学大臣の答弁）ことは、しっかり確認されなければなりません。

- 2 「教育の目標」に由来した国旗掲揚などのお願いと、「家庭教育」（教育基本法第10条）・「学校・家庭・地域連携」（同第13条）

Q 1 4 家庭教育との連携の一環として、学校から保護者に対し、「祝日に国旗を掲揚し、子どもに国を愛するように教育すること」をお願いすることは許されますか？

Ans.

- (1) 教育基本法第13条は、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」としています。そこで、このようなお願いが許されるかが問題になります。
- (2) そもそも本条は、学校、家庭及び地域住民その他の関係者には、各々が果たすべき役割と責任があることを前提としています。この前提からは、ある関係者が果たすべき役割については、当該関係者の判断・活動が尊重されるべきであり、他の関係者は自己の役割を超えて当該関係者の判断・活動に過度に介入すべきではないということが導かれます。本条の相互の連携及び協

力は、他の関係者の判断・活動に過度に介入し合わない限度で行われるべきものです。

(3) 家庭教育については、保護者がこれを行う役割と責任があることから、保護者の教育内容についての判断が尊重されるべきであり、他の関係者は保護者の判断に過度に介入すべきではありません。

(4) 中でも、思想良心に関わる事項については、保護者の教育内容についての判断が特に尊重されるべきといえます。なぜなら、子どもが不当な介入（例えば、教育する側に有利な思想を押しつける教育）を受けることなく自己の思想良心を主体的に形成していくためには、私利を図ることなく子どもの健全な成長のために教育を行うことが期待でき、また子どもと日頃から接することで子どもの内心の成長過程を理解している保護者が、教育内容を判断することがふさわしいからです。

子どもの権利条約第14条1が「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。」、同条2が「締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。」とされているのも、上記の考えに基づくものと考えられます。

(5) 設問は、国を愛することを教育し、さらに、国を愛する感情の表現方法として国旗の掲揚を教育するよう求めるものです。国を愛するか否か、また愛するとしてどのような方法でその感情を表現するかは、個人の思想良心に関するものです。このような思想良心に関する事項を家庭においてどのように教育するかは、特に保護者の判断が尊重されるべきです。

また、本設問は強制ではなくお願いの形を取っていますが、そもそも学校が子どもの成績を付ける権限を有していること等から、保護者は学校の意向と反する言動を取ることを萎縮してしまうものであり、本設問のお願いは、事実上保護者が自由に家庭で思想良心に関する教育を行うことを妨げるものといえます。

したがって、設問のようなお願いをすることは、家庭におけ

る思想良心に関する教育内容に過度に介入するものであり，許されません。

3 「家庭教育」（教育基本法第10条）への働きかけ

Q 15 学校または教育委員会は，保護者が第一義的に責任を負うものであることから，子どもに生活のために必要な習慣を身につけさせるために，保護者に対して以下のような働きかけをすることができますか？

(1) 朝食を食べる習慣が子どもの教育に有益であるから，朝食を食べさせるようにと勧める栄養士からの「お知らせ」を学校から全家庭に配布すること。

(2) 午前中，空腹で集中力を欠いているように見えるA子の親に食事指導をするために，次のような個別の働きかけをすること。

A子用の，食事についての「お知らせ」を渡す。

A子宅に個別に連絡をする。

A子宅に食事指導のために家庭訪問をする。

食生活に問題のある個別家庭を，全家庭用の「お知らせ」の最後に掲載して，改善を促す。

Ans.

そもそも，その家庭教育について，国や地方公共団体がそのような関わりを持つことが，家庭教育の支援のための施策に当たるか，という判断（関わる事柄の種類），その関わり方・程度が，家庭教育の自主性を侵害するのではないか（関わる方法・程度）という2つの視点から，考える必要があります。

(1) できます。

学校教育は，子どもの学習権を保障するものであって，健康な食生活はその前提になります。したがって，食生活は家庭での日常的な習慣によるものですが，個々の家庭における教育にとどまらず，学校教育の基礎ともなるものです。ですから，家庭の食生活については，学校教育が関わることは許される事柄といえます。

そして、お知らせ配布であれば、各家庭での生活習慣についての自主性も侵害したとはいえず、保護者に対して働きかけることは許されます。

(2)

できます。個別の指導であっても、教育の観点から必要のある食習慣の指導であって、家庭の自主性に反するものではないので許されます。

できます。個別に連絡することは同様必要なことで、連絡方法が手紙を持参させるとか、電話をかけるというような通常の方法であれば、家庭の主体性を制約するものではありませんからできます。

できます。保護者が家庭訪問による食事指導の機会を選ぶかどうかを任意に判断できるようなものであれば、許されます。

しかし、このような家庭訪問による指導の機会の提供が、保護者にとって義務的なもの、拒否することが子どもの成績等に関わるのではないか、などの不安につながるものであったり、逆に、これを断ることで学校がおのずから非協力的な家庭であるとの見方をすることも往々にして起こりうることです。

したがって、この家庭訪問は、働く親の便宜になる様な場合であって、受け入れが保護者の任意であるなら、認められます。

できません。必要な食生活の指導といっても、このように一般に公表されることで、改善を余儀なくされることは強制に等しく、指導を受ける側の主体性を欠いています。さらには、記載の仕方によっては個別の家庭のプライバシーまで侵害するものとなり、ひいてはそのことが家庭の自主的な食生活を拘束することになりますから、許されません。

なお、学校から家庭の自主性を尊重する方法で、子どもの食習慣の問題性について家庭に報告したり、指導をしても、このような指導が一切顧慮されず、その食生活の偏りが著しい場合には、親の自主性が子どもの学習権を侵害する場合に当たりますから、

そのような自主性は背理であって、要保護児童に対する関わりの問題として児童福祉法によって是正される必要がでてきます。

4 学校選択制の検討と「学校・家庭・地域連携」（教育基本法第13条）

Q 16 これから小学校・中学校へ入学する子どもを持つ親ですが、教育再生会議では学校選択制を全国で勧めるように提言されていたようです。今の地域では、通学できる範囲内にたくさんの学校があるわけでもなく、学校選択制は採用されていませんが、導入するかどうかについて地域の保護者と意見交換をすることになっています。

良い学校を選べるのは魅力的ですが、選べと言われても何が良いのかわからず不安ですし、子どもは地域の子どもたちと同じ学校に行きたいと言っています。学校選択制について、どう考えればいいのでしょうか？

Ans. 教育基本法の改正の国会審議と並行して発足した教育再生会議の第3次報告（2007年12月）に、「適正な競争原理の導入により、学校の質を高める」という項で、「バウチャー的な考え方を取り入れた『学校選択制と児童生徒数を勘案した予算配分による学校改善システム』をモデル事業として実施する」とされ、最終報告でも、提言の実現とフォローアップを求める項目の一つに、「学校選択制」が掲げられています。

「学校選択制」は、東京23区内などで、特色のある学校作りや情報公開・学校評価制度とともに導入され、「学校の適正配置」を目指すなどの学校統廃合問題とリンクしているところも多いとされています。

子どもによりよい教育環境を確保したい保護者の気持ちからは、その学校の特色を見極めて選ぶことができる、少なくとも「悪い評判」の学校を避けることができるというのは魅力かもしれません。

しかし、学力調査の結果が選択の基準になって「できる学校」・

「できない学校」というランクが生じたり，保護者の経済的格差が選択できるかどうか反映してしまったり，総じて教育の場面の競争が激化すると指摘されることもあります。いじめがない，荒れがない，希望するクラブ活動があるといった特色も，希望者が集中すれば抽選になって入学できないこともあります。また，学校選択制は，学校側にも特色を維持するために生徒・児童を選ぶことができる制度だとも考えられ，いじめや不登校を原因とする転校は容易ではないという報告もあります。

そして学校選択制では，学区がなくなりますから，学校を支える地域も広いものになって，地域の学校という繋がりも希薄になる可能性があります。地域と学校の関係，子どもの成長発達にとっての地域の持つ意味を考える必要があります。小学校と中学校では様相が違ってくるかも知れません。

公教育としての「義務教育」を実現するために，すべての子に，それぞれに相応しい教育を受ける機会を保障する観点，徒に競争的な雰囲気を作らずに落ち着いた環境で学べることの重要性の観点に照らして，子どもの発達段階に応じた学校と地域の在り方の問題を考え，保護者が子どものために学校の特色を選択でき，学校もその特色を維持するために入学させる生徒・児童を選ぶことの意味を考えていくことが必要でしょう。

また，学校の特色が打ち出される中に，本当に行きたい学校が選択肢として確保されていくのか，学校の特色作りに参画できるのか，一度選択してしまうと，あとはその特色を選択した自己責任で，そこにいるしかなくなる可能性はないのかも考えておく必要があるかも知れません。一度採用した学校選択制を見直す動きも出てきているようですから，現在行われている学校選択制がどのように実施されているのかをよく調べてみることをお勧めします。学校の適正配置・統廃合問題との関係についても注意する必要があります。

以上

参考（関連する日弁連の会長談話・意見書）

- ・改正教育基本法の成立についての会長談話（2006年12月20日付け）

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/061220.html>

- ・公立の学校現場における「日の丸」・「君が代」の強制問題に関する意見書（2007年2月16日付け）

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070216.html>

- ・教育関係3法「改正」法案に関する意見書（2007年6月14日付け）

<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070614.html>

- ・全国学力調査に関する意見書（2008年2月15日付け）

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/080215_3.html

- ・新しい学習指導要領の問題点に対する意見書（2010年3月18日付け）

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/100318_9.html

教育法制 Q & A 参考法規資料

〔教育基本法（2006年）〕	〔旧教育基本法（1947年）〕
<p>前文 教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p> <p>第1章 教育の目的及び理念</p> <p>第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>第2条（教育の目標） 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>第3条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p> <p>第4条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措</p>	<p>前文 われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の本質に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p> <p>第1条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> <p>第2条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p> <p>第3条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>

置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

第5条（義務教育）国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第6条（学校教育）法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

第7条（大学）大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

第8条（私立学校）私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

第9条（教員）法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

第10条（家庭教育）父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第11条（幼児期の教育）幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良

第4条（義務教育）国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第5条（男女共学）男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第6条（学校教育）法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

第12条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力） 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

第14条（政治教育） 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第15条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

第16条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第17条（教育振興基本計画） 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第7条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第8条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第9条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第10条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第11条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

〔日本国憲法〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔子どもの権利条約〕

第3条【最善の利益の確保】 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであつても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。

3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

第5条【保護者の指導の尊重】 締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

第12条【意見を表明する権利】 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第13条【表現の自由】 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他の者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条【思想、良心及び宗教の自由】 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。

2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。

第17条【マス・メディアの機能】 締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が国の内外の多様な情報源からの情報及び資料、特に児童の社会面、精神面及び道徳面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報及び資料を利用することができることを確保する。このため、締約国は、

(a) 児童にとって社会面及び文化面において有益であり、かつ、第二十九条の精神に沿う情報及び資料を大衆媒体（マス・メディア）が普及させるよう奨励する。

(b) 国の内外の多様な情報源（文化的にも多様な情報源を含む。）からの情報及び資料の作成、交換及び普及における国際協力を奨励する。

(c) 児童用書籍の作成及び普及を奨励する。

(d) 少数集団に属し又は原住民である児童の言語上の必要性について大衆媒体（マス・メディア）が特に考慮するよう奨励する。

(e) 第十三条及び次条の規定に留意して、児童の福祉に有害な情報及び資料から児童を保護するための適当な指針を
発展させることを奨励する。

第18条【父母の養育責任及び国の援助】 1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第28条【教育への権利】 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

(c) すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。

(d) すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。

(e) 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条【教育の目的】 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。

(a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。

(c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。

(d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。

(e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されることが及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。